

第 11 章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる許認可等は以下のとおりである。

- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第 8 条第 1 項)
- ・ 特定施設設置届出(騒音規制法第 6 条第 1 項)
(振動規制法第 6 条第 1 項)
- ・ 届出施設設置届出(大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項他)
- ・ 建築物の建築等に関する申請及び確認(建築基準法第 6 条第 1 項)
- ・ 工事計画届出(電気事業法第 48 条第 1 項)
- ・ 労働安全衛生法